

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 5 号

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども

医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども

医療費助成条例の一部を改正する条例

(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 4 8 年函館市条例
第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を削り，第 8 号を第 7 号とし，第 9 号から第 1 1 号
までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 1 項中「入院および」の後ろに「健康保険法第 8 8 条第 1
項に規定する」を加え，「，基本利用料」を削り，同条第 2 項を削る。

(函館市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 函館市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年函館市条例第 4 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り，第 6 号を第 5 号とし，第 7 号を第 6 号とし，
第 8 号を第 7 号とする。

第 5 条第 1 項中「，基本利用料」を削り，同条第 2 項を削る。

附 則

- 1 この条例は，令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市ひとり親家庭等医療費助成条例およ
び函館市子ども医療費助成条例の規定は，この条例の施行の日以後に
行われる医療に関する給付について適用し，同日前に行われた医療に

関する給付については，なお従前の例による。

（提案理由）

医療費の助成制度の見直しに伴い，指定訪問看護を受けた者について
助成の範囲を拡大するため